

令和7年度下期
西のゴールデンルートに関するプロモーション等に係る
業務委託仕様書
(企画提案時)

令和7年9月

西のゴールデンルート実行委員会
(福岡市)

本仕様書は「西のゴールデンルートに関するプロモーション等に係る業務委託」(以下「本業務」という)の契約締結に必要な仕様を定めるものである。

なお、本仕様書において、甲とは西のゴールデンルート実行委員会(※)をいい、乙とは提案者をいう。

※西のゴールデンルート実行委員会に参画している自治体

神戸市、姫路市、鳥取県、岡山県、岡山市、広島県、下関市、高松市、松山市、北九州市、福岡市、武雄市、長崎市、壱岐市、別府市、由布市、熊本市、宮崎市、鹿児島市
(今後参画自治体が変更する場合がある)

1 件名

令和7年度下期西のゴールデンルートに関するプロモーション等に係る業務委託

2 業務の趣旨・目的

欧米豪旅行客の多くが、羽田・成田空港を利用し東京や大阪・京都を訪問しているという状況をふまえ、欧米豪旅行客や高付加価値旅行者をメインターゲットに、大阪より西側にある自治体の魅力的な観光資源を広域的な周遊ルートとして発信し、西日本・九州の誘客促進につなげることを目的に、現在西のゴールデンルート(※)の取組みを進めているところである。

そこで、上記の目的を達成するべく、西のゴールデンルートの認知拡大やターゲットに対する誘客の促進につながる効果的なプロモーション等を実施するものである。

※西のゴールデンルート専用サイト

日本語サイト

<https://west-goldenroute.jp/>



英語サイト

<https://japan-west-goldenroute.com/>



3 提案限度価格

25,000 千円(上限額、消費税及び地方消費税含む)

※上限額を超える場合は、失格とする。

4 業務の概要

本業務は、2で示した目的を達成するために、以下に示す(1)～(3)及びその他の事務に関する業務について委託するものである。

- (1) 全体業務関連
- (2) 欧米豪旅行客向けプロモーション
- (3) 高付加価値旅行者向けプロモーション
- (4) クルーズ客向けプロモーション

5 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

6 業務の内容等

(1) 全体業務関連

① 業務内容

- ・本仕様書7以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ・(2)～(5)の業務を遂行するための実施計画(スケジュール含む)や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえて取り組むこと。
特に、当該事業に係る第三者への電子メールの送信にあたっては、BCC 送信の徹底を図ること。
- ・西のゴールデンルート Web サイトや SNS と横断的に連携し、全体最適を図るために総合的な事務局業務を行うこと。
- ・(2)～(5)の業務を実施する際は、ターゲット市場の視点に立った内容とするため、ネイティブチェックを必ず入れること。また、日本語から英語へ翻訳する際は、機械的に翻訳するのではなく、ターゲットの視点に立った伝わりやすい表現とするもの。
- ・西のゴールデンルートアライアンス(※)や西のゴールデンルート実行委員会で開催される諸会議やセミナー等において当該事業に関する資料の作成や当該事業に関わる説明等の運営において必要な支援を行うこと。
※西のゴールデンルートアライアンス：日本語サイト <https://west-goldenroute.jp/> を参照
- ・その他、甲が関わる関連イベントがある場合、甲と乙で協議をしながら可能な限り支援を行うこと。(運営サポート等)

② 提案事項

- ・事業の実施体制や西のゴールデンルートの取組みに関する各事業との連携体制、スケジュール、保守や連絡体制を明確にし、体制図を提出すること。
- ・西のゴールデンルート実行委員会に参画する各自治体と乙による円滑な個別調整の手法について具体的に提案すること。
- ・業務を実施する際のネイティブチェックの手法を具体的に提案すること。
- ・各自治体とのやりとりの内容を他の自治体にも随時共有できる手法について具体的に提案すること。
- ・これまでに、多数の自治体との調整等を行いながら類似業務を行ったことがある場合、その際の調整実績を具体的に示すこと。

(2) 欧米豪旅行客向けプロモーション

① 業務内容

- ・欧米豪旅行客に対し西のゴールデンルートの認知拡大及び誘客促進につながるためのプロモーションを実施すること。その際、西のゴールデンルートのロゴの活用や専用 web サイト、SNS との連携を前提とすること。
- ・西のゴールデンルートエリア全体と西のゴールデンルート実行委員会に参画する各自治体の送客実績が確実に把握できるプロモーションを実施すること。
- ・西のゴールデンルートアライアンスに加盟している各民間事業者(※)が自社サービスを活用し、自発的に西のゴールデンルートに関わる取組みを進めることを目的に、その代表格となるような事業者を選定し、当該事業者に対して西のゴールデンルートの推進につながる取組みを支援すること。

※西のゴールデンルートアライアンスに加盟している民間事業者

<https://west-goldenroute.jp/partner/>

②提案事項

- ・欧米豪旅行客に訴求する最適な旅マエ・旅ナカプロモーションについて、西のゴールデンルートの認知拡大と誘客促進につながる手法をそれぞれ提案するとともに、各手法ごとに KPI を設定し、具体的に提案すること。
- ・KPI の設定にあたっては、西のゴールデンルートの認知拡大と誘客促進それぞれに対して直接的に関わる KPI を設定すること。ただし、誘客促進に係る KPI については西のゴールデンルートエリア全体と西のゴールデンルート実行委員会に参画する各自治体ごとに想定される送客数の提案を必須とすること。
- ・西のゴールデンルートアライアンスに加盟している各民間事業者(※)の自発的な取組みを支援するにあたり、支援を行う具体的な事業者名や具体的な支援内容、さらに西のゴールデンルートの推進においてどのような効果があるか具体的に提案すること。その際、実現可能性もふまえて提案を行うこと。

(3)高付加価値旅行者向けプロモーション

①業務内容

- ・高付加価値旅行者に対し西のゴールデンルートの認知拡大及び誘客促進につなげるためのプロモーションを実施すること。その際、西のゴールデンルートのロゴの活用や専用 web サイトとの連携を前提とすること。
- ・旅マエ・旅ナカにおける西のゴールデンルートの認知拡大につながるプロモーションを実施すること。

②提案事項

- ・高付加価値旅行者に訴求する最適な旅マエ・旅ナカプロモーションの手法について、プロモーションの手法ごとに KPI を設定し、具体的に提案すること。その際、認知度向上を測る KPI と誘客の促進を図る KPI を必須提案とする。

(4)クルーズ客向けプロモーション

①業務内容

- ・クルーズモデルルート(参考資料)を基軸とした西のゴールデンルートの情報発信を実施すること。その際、セールスツールの作成を必須とする。なお、西のゴールデンルート実行委員会に参画する各自治体が実施する寄港地セールスとの連携もふまえることとする。
- ・クルーズルートに記載する寄港地以外も含む西のゴールデンルート実行委員会に参画する各自治体を包括的にセールスすること。
- ・事業を実施する際は、西のゴールデンルートのロゴの活用や専用 web サイトと連携すること。

②提案事項

- ・クルーズモデルルートを基軸とした西のゴールデンルートのセールスツールの製作の手法及び製作の手法ごとに KPI を設定し、セールスツールの内容やセールス手法とともに具体的に提案すること。
- ・西のゴールデンルートアライアンスに加盟しているメンバー(民間事業者等)との連携手法があれば具体的に提案すること。

(5)その他追加提案

西のゴールデンルート認知度向上や誘客の促進につながる取組み事項があれば、予算内で提案すること。その際、提案内容に応じた KPI を設定すること。

(6) 効果測定・分析及び報告書作成業務

- 本業務の効果測定・分析し、次年度以降の施策に資する考察を行い、報告すること。
- 上記について事業終了時に報告書としてまとめ、提出すること。

(7) その他

- 6(1)～(6)のそれぞれの事業費の配分については、2の目的に照らしながら、適切に配分することとし、6(2)に最も比重を置いた金額を計上すること。
- 6(1)～(5)で制作した広報物については、JNTO が持つオウンドメディア(SNS 等)での情報発信やイベント等での横展開など、JNTO に対して協力の依頼を行うこと。
- 事業実施にあたっては、西のゴールデンルートと関わりのある交通事業者等、西のゴールデンルートアライアンスのメンバーと適宜連携をしながら、より効果的な事業の実施に取り組むこと。
- 本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に甲と乙が協議の上決定する。
- 各業務にかかる一切の経費は、全て委託費に含むものとする。
- 契約締結後に連携自治体数が増えた場合には、契約の変更等を行う場合がある。

7 乙の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

また、当該事業に係る電子メールの送信にあたっては、BCC 送信の徹底を図ること。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

8 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者(以下「総括責任者」という。)及び履行場所ごとの責任者(以下「各業務責任者」という。)を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、6(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

9 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打ち合わせにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

(4) その他

- 仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- 委託契約金額には、旅費、通信費、燃料費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等、業務に係る必要経費の一切を含む。
- 本業務の実施に伴う成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)は、3(1)～(3)の取組み内容に応じ、関連する自治体に帰属する。
- 乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。

- ・個人情報を正当な理由なく利用したり，他人に提供したり，盗用した場合，福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は，委託業務に従事中のみならず，従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は，定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし，福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは，この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は，委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは，この契約の目的を達成するため必要な範囲内で，適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は，委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し，又は第三者へ提供してはならない。ただし，市の書面による承認があるときは，この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は，委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために，市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに，その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写，複製又は加工の制限

受託者は，委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書，電磁的記録等を複写，複製又は加工してはならない。ただし，市の書面による指示又は承認があるときは，この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は，委託業務に係る個人情報及び情報資産については，自ら取り扱うものとし，第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし，市の書面による承認があるときは，この限りではない。なお，市の承認により第三者に委託する場合は，当該第三者に対して，契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還，廃棄等

受託者は，この契約が終了し，又は解除されたときは，委託業務に係る個人情報及び情報資産を，市の指示に従い，市に返還し，若しくは引き渡し，又はその廃棄，消去等をしなければならない。なお，廃棄又は消去等をしたときは，廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は，受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について，契約内容の遵守を確認するため，定期的に書面による報告を求め，必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。